

第6回 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 議事録

注) 議事録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。発言内容をもとに一部表現(文言)を変えて表記している箇所があります。

○日 時 平成30年3月19日(月)午後1時30分～午後3時30分

○会 場 豊岡健康福祉センター 3階 第2会議室

○出席者 西池委員 宮下委員 田垣委員 浜上委員 中嶋委員 足立委員
國下委員 大垣委員 桑井委員 谷委員 中江委員 林委員
高谷委員 川端委員

○欠席者 中井委員 酒井委員 小西委員 柳委員

○次 第 1. 開会
2. あいさつ
3. 協議事項
豊岡市障害者計画の進捗状況について(資料1、資料2)
4. その他
5. 閉会

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 豊岡市障害者計画の進捗状況について

■ 事務局より、資料1に基づき説明。

委員長：

- 昨年の取組の中から新規取組、着目するポイントを説明いただいた。さらに説明が必要な箇所などがあればご意見をいただきたい。

■ 事務局より、資料2に基づき説明。

委員長：

- 新規、拡充の5つの取組についてポイントを絞って詳しく説明をいただいた。
1項目ずつご意見をいただき議論をしたい。
- また、資料1の網掛け部分についてご意見があればいただきたい。

A委員：

- 15 ページ、基幹相談支援センターの評価について今後どうするかということであったが、これについて、事務局あるいは、委員の皆さんからご意見があれば伺いたい。

事務局：

- 基幹相談支援センターの評価について、もう一点関連する項目が22ページの地域生活支援拠点等の整備があり、これらを考えると相談機能に着目する必要がある。
- 基幹相談支援センターからは相談件数の報告はあるが、基幹相談支援センターとしての機能を活かしたような対応ができているかなど、評価をリンクさせたいと思っている。
- また、地域生活支援事業の中でも協議会を活用した評価をするとあり、今後、機能を充実させていくためには、何らかの評価をしていく仕組みが必要と考えている。

委員長：

- 地域福祉計画の委員会があり、基幹相談支援センターだけではなく、地域福祉、障害者福祉の評価について数値目標は大事であるが、基幹相談支援センター等の相談内容の評価にやはり踏み込んでいかなければいけないとあった。また、既存の地域包括支援センター等についても、少ない人員の中でどれだけの有効な効果が出せるかは、今後のサービスの重要なポイントになると思う。
- 永田先生（地域福祉計画推進委員会委員）から、今、具体的にどうするかは難しいが、評価に対して皆さんが作り上げるという問題意識を持たなければという意見があった。これについては、各事業所の皆さんも事業所の評価など出てきていると思うが、ぴったりとしたものはない。

A委員：

- 評価とは、どのような意味なのか合意しておく必要がある。指定管理や委託を受けているところからすれば、評価は契約更新時期にA、B、C、Dなどを付けられて、CやDになればどうなるのだろうと契約に絡めて想像される面があると思う。ただ、評価とは、単にそういうことだけではなく、委員長の発言のとおり、実施していることの中身について、自己評価、第三者評価の両方の目を見て議論が必要なのではないか。
- 評価は成績評価のようなものか、内容を深める話なのか、そういうことを合意した上で、来年度進めるのであれば実施した方がいいのではないか。個人的には事業というのは、自分のところで評価をすることと、外部に評価してもらうことだと思っている。自立支援協議会でも評価の機能を担っているが、難しいのは、自分たちが自分たちを評価する自己評価になり、第三者からの評価をどのようにするかは議論ところである。今後の研究課題として、この委員会で考えていかなければと思っている。

委員長：

- 評価については、大きな課題だということで認識していただいて、今後、どのようにしていくのか、障害者福祉だけではなく、広く関係するので、これは、A委員からの問題提起として受け止めたい。

C委員：

- 5ページ。産官学連携のデマンド型バス交通実験とあるが、これがどういうものか、また、2年目ということなのでこれまでの効果を教えていただきたい。

事務局：

- 公共交通については空白地帯があるので、それをどのように解消していくかということで実証実験を行った。タクシーの待ち時間を有効活用し、運行経費が抑制できるデマンド型サービスができないかということで実証実験を始めた。

委員長：

- デマンド型の交通サービスというのは、どういうものか。

事務局：

- デマンド型というのは、需要量に応じて公共交通を運行するということで、そのための実証実験である。右岸地域にどれだけの需要があるのかということ进行调查して必要に応じたサービスをしていくための実証実験を行った。

C委員：

- これは障害に関わらず、一般的な話ではないのか。障害者の資料に入れているのはどういう意味があるのか。障害者のためのことか。

事務局：

- 確かに障害者だけのために取り組んでいるものではない。

委員長：

- 障害者に直接関係するかどうかはわからないが、作業所への通所の問題、移動の問題は豊岡の大きな課題だったと思う。作業所があってもアクセスできないという交通問題をどう解消していくかということと関連させているのではないか。

C委員：

- 先日、議会を傍聴したが、バス、タクシーの公共交通の利用率が低いように思ったがどうか。

事務局

- 福祉タクシーの利用割合が、交付者枚数の半分ぐらいの利用になっていることが、議会に出ていた。これを一度に2枚くらい使えるようにできないかということであったと思う。

A委員：

- デマンド型バス交通の実証実験は、円山川の右岸地域を対象に、大阪大学、近畿大学で企画をされて、全但タクシーが事業を受け持ち、週に月水金の3日運行し、1日に3往復6便の決まった運行をしている。予約は、スマートフォンで行い、持っていない人には貸し出しをしている。事前に予約をして、バスのように来てもらって利用するというのが、デマンド型ということである。京丹後市でも公共交通の空白地域が多く、そういう意味からしても注目することである。
- 障害者に直接関係することではないかもしれないが、公共交通は障害の有無に関わらず利用することなので掲載されていてもよいと思う。

委員長：

- それでは、1つずつ検討をしていきたい。まず、雇用・就労促進について。

副委員長：

- 障害者自立支援協議会のしごと部会でも就労移行支援事業を運営するに当たって、非常にハードルが高くなっている状況と利用者が少ないという問題が出ている。これは一般就労が増えていることとイコールでは決していない。課題にあるように、新卒や一般就労の経験のない方は、福祉サービスでは就労移行支援事業を使いなさいというような仕組みになっていたものが、就労アセスメント（一週間ほど体験をしてどのような日中活動、仕事に適しているかという評価を受ける）で、まだまだスキルアップを図るために、就労継続支援B型の事業所や他の事業所になというような評価が出る。このため、就労移行支援事業を使う方が減っている。当事者にとって選択肢が広がるという良い意味はあると思うが、本来の就労移行支援事業というシステムの中では、運営が非常に厳しくなったという背景があり、豊岡市内でも就労移行支援事業者が減っているのが現状である。
- その分、就労継続支援A型の事業所（福祉サービスではあるが、雇用契約を当事者の方と結んで、最低賃金保障をしていくという方法で1日に5～7時間仕事をする）があり、事業としてはとても壁が高いが、それでもそういう形の中で触れているということは1つの評価になるのではと思う。
- この仕組みが国の制度の中で変わってくるので、就労移行支援事業をやめた立場としては、非常に苦しい選択で廃止をした。就労移行支援事業所が減って、目に見えて困る点は就労アセスメントを受けることができないということである。

- 就労移行支援事業所が豊岡市内では1か所しかないが、特別支援学校の生徒の仮に半数の方が就労系サービスを使おうとされているときに、アセスメントを受ける人が何十パーセントもあり増えている。これは豊岡だけではなく、全国的に同じような傾向となっている。B型事業所でも就労アセスメントを受けられるという話も出ているが、まだ決定していない。また、障害者就業・生活支援センターでも受けられるという状況ではあるが、まだ決まっていない。学生だけではなくて、卒業後一度も仕事をしていない人も対象になるので数として沢山になるのではないかと思う。

委員長：

- 制度上の問題あるようであるが、これに関してご意見はあるか。

N委員：

- 就労移行支援について問題点を指摘いただいたが、事業所が1か所しかないことが問題である。受けられる作業が異なっていることで、共通した評価が受けられていない。就労の求人では就労継続支援B型は増えている。発達障害の方の求人があればと思っている。神戸の方では発達障害の方の就労について成果が上がっており、但馬でもそうなればと思っている。

委員長：

- 続いて、権利擁護について。

H委員：

- 「いっどこでも相談できるまちづくり」ということは聞いており、事業実績にも人権研修会など記載があり推進してもらっていると思っている。ただ、人権研修会には、手話通訳、要約筆記をつけてもらっているが、事前案内にそのことが書いてなければ障害者に伝わらないので配慮してほしい。
- 障害者差別解消法は、基本的に差別されたと思った障害者の方が申請すれば配慮してもらえるものであるが、これまで差別されることが当たり前になっており、差別されていることに気づく方がすべてではないので、差別解消法ができて障害者の方がどのように合理的配慮をしてもらえるかということ、どのように周知しているのか聞きたい。来年度の取組み方針に、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努めるとあるが、29年度はできなかったのかということか、それとも何かされたのか。

事務局：

- 人権研修会の手話通訳、要約筆記があることの事前案内については、今後は関係課とも相談し、対応していく。
- 障害者差別解消法については、28 年度に障害者団体からの依頼で研修を実施しているが、それだけで十分ではなく、今後、実施していきたい。

委員長：

- 差別解消法は施行されたが、わかっているようでわからないことが多く、当事者、事業者、社会全体にも定着していない。そのあたりを踏まえて A 委員から現状などご意見を伺いたい。

A 委員：

- 大阪府障害者差別解消法協議会に参加しており、おそらく全国で最も進んでいるのではないかと考えているので、紹介したい。
- 1 つには、兵庫県がどのようにされるかは大きい。大阪府は都市部で、政令市、中核市もあるので権限はかなり強い。兵庫県は、大阪府とはまた違った状況があると思う。
- 2 つ目に、合理的配慮について提供事例を集約し全庁的に共有を図るとあるのは良いことだと思う。ただ、合理的配慮の不提供について、民間企業は努力義務となっており、今回、市で事例を集約される中で、不当な差別的対応なのか合理的配慮の不提供なのかがなど出てくると思うが、仮にそれを合理的配慮ですとしてしまうと、今後、民間企業や各種団体等に広まっていった場合、市のやっていることなのでそれがモデルだと思われ、民間企業は努力義務なのでなる可能性があるので、その辺りの分析を行っていただきたい。市の影響力は大きいので。
- 最後に、障害者団体が市の人を迎えて話を聞くだけではなく、団体自身でもワークショップなどされて、こういうケースではどうなのかなど議論されるのがよいと思う。出前講座だけでは、あまり啓発は進まないと思う。
- 来年、再来年は、計画づくりもないので、急がず丁寧に取り組んでいけばどうか。

委員長：

- 続いて、障害の早期発見、早期対応について。

L 委員：

- 資料 2 の 3 ページ、施策内容の文章について、「児童、生徒や保護者」の部分に「幼児」が抜けているので追加していただきたい。
- 5 歳児の発達相談が充実してきており、療育センターにも就学前の子ども達が増えている。
- 早期発見、早期対応について、もう少し小さい 2、3 歳児とその親御さん、障害とわかる前の段階で、不満がたまり、自分を責められる場合もあり、その辺りへの支援もしていただきたい。課題にあるように、発達障害児等支援連絡会議の内容を支援に関する協議となるよう充実していただきたい。
- 早期に療育をというところと、相談支援の計画をつくるというのがいっぱいになっており、健康増進課は早くつないでいきたいと思って、努力していただいているが、必要な時期に計画ができていなくて、窓口サービスにつながりにくく課題として認識していただきたい。

事務局：

- 発達障害児等支援連絡会議については、来年度の取組み方針の方向で進めていきたい。
- 計画作成については相談支援事業所が手一杯になっており、スムーズに進められるように取り組んでいきたい。

A 委員：

- 保育士は、子どもさんがある時期になれば、発達障害かどうかわかるのか。それが、親御さんではわからないので、言えないという保育士の負担感への支援についてはどうか。

事務局（こども育成課）：

- 保育士では、発達障害があるかないかは判断できないが、起きている事象を伝えて、心理士とともに手立てを講じて二次障害を防ぐことを行っている。また、小学校につながることで、不登校の予防を就学前の人格形成の基礎として、小学校になって手遅れにならないように行っているが、一番重要なことは、気づくところだと思っている。その気づきを基に相談に上げていき、大変な数になって、マンパワーも不足しているが取り組んでいる。資料にある「すくすく訪問支援事業」では A～E と段階を分けて、一番悪い E の場合は、連絡をいただければ緊急対応として、心理士と一緒に訪問している。「すくすく訪問支援事業」では、保健師、心理士、指導主事で訪問して、P D C A サイクルとして繰り返し実施している。

- 今年度、療育センターの訪問支援事業とこども支援センターが重なって訪問して、情報を共有しながら考えていく体制ができたことは良かった。

委員長：

- 子どもさんの発達障害については非常に大事なことで、今回のように障害の会議に他の部局からの意見をいただくのは良いことだと思う。今後も有効に使っていただきたい。

F 委員：

- 精神障害者の家族の高齢化、親亡き後について、グループホームになると、グループホームも人材不足、費用的に開設も難しい。その中で自分が一人暮らしをして地域定着できるのか、就労に関しても社会生活の中で、当たり前のようにのびのびと生活できる体制ができるのかというところが不安である。また、家族会では、100 人に一人は統合失調症になるということで、若い方にも活動してもらいたいとして活動を進めているがなかなか前に進まない。

K 委員

- 院内説明会をしており、患者さんに地域へという働きかけをしているが、地域移行が進んでくると、移行が難しい方が多くなってくる。グループホームを体験されても難しい方が多く、そういう方は施設入所の方がという人もある。精神科病院では、知的障害と精神障害を併せ持った重度の方がたくさんおられて難しい。また、入所施設がいっぱいなので、地域移行支援は、精神科病院からだけではなくて、施設入所の方の地域移行も含まれているので、入所されている方でグループホームに入れるとか、アパートで暮らせる方はおられるので、施設入所の地域移行も進めつつ、精神科病院の重度の方が入所施設に入れるような流れも作っていかないといけないと思っている。
- また、グループホームも増えてきたとは言っても、やはり数は足りない。終の棲家であるが、まだ、若い方などはそこを中間施設としてアパートへ出ていけるような支援をもっとしていかないといけない。その意味では、入所施設、グループホームの職員にも、障害のある方それぞれにどのような支援が必要なのかという視点をもってもらいたい。

委員長：

- 地域移行についても自立支援協議会で具体的に考えていただく。最後に住まいの確保について。

副委員長：

- グループホームは一通りではいけない。グループホームを中間施設として使われている方はごく少ない。グループホームを作ったときも重度の方でサポートが難しくなっている方が出て安心をしたいということでスタートしているが、知的障害が多く、高齢化、重度化により、終の棲家となっている。中間施設としての意味もあるが、契約前には、具合が悪くなってもずっとみてるのかということ聞かれる。
- グループホームが少ないという話があるが、提供している側も家族サポートが難しい方を優先していることもある。昨年、グループホームを作りたいとして市民の説明会もしたが地域の反対で断念した。地域では障害や障害福祉をなかなか分かってもらえていない状況であり、作ろうとしても場所がない。山奥に作ればとも言われたが、なるべく便利が良いところに作りたい。新規開設は本当に難しい。高齢者のグループホームができるのをみていると何がどう違うのかと思っており、それが、障害者差別や権利擁護かと思っている。グループホームの新設については、市からも土地の情報提供などしてもらえるとありがたい。

事務局：

- グループホームについては、市内で事業所も尽力いただき、増えてきたが、それでもまだ不足している。市でも新規開設への補助メニューなど用意をしている。また、地域の理解という点では、事業者が開設される場合の説明会に、市からも同席して協力していきたいと思っている。

委員長：

- 既存制度があるが、住宅についてはどうか。

事務局（建築住宅課）：

- グループホームは目的外使用として貸し出しをしたが、国交省からは認められないとのことで、来年度以降、協力するのは難しいとなっている。

K委員：

- 3月1日に研修会に参加したが、既存のグループホームに頼っているだけでは難しいということであった。岡山県での事例では、いろいろな斬新なアイデアで支援をされていた。また、空き家活用などもあり、福祉だけ、住宅だけではだめなので、自立支援協議会のプロジェクトチームでは来年度以降、住宅、不動産なども入ってもらって協議会を立ち上げて、幅広く柔軟なことをしないと供給はできないと話合っている。既存制度はあるが実績がなく、どのように活用するのかについても取り組みたい。

委員長：

- 行政でも空き家対策は大きな課題になっており、一緒に考えていただきたい。

5. 閉会